

件名

労働金庫法施行規則第四十二条第二項第四号に規定する有価証券の貸付け等を定める件の一部を改正する件

○金融庁
厚生労働省 告示第 号

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（令和六年内閣府令第 号）の施行に伴い、労働金庫

法施行規則第四十二条第二項第四号に規定する有価証券の貸付け等を定める件（平成十年大蔵省告示第五号

）の一部を次のように改正し、令和六年五月十八日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

厚生労働大臣 武見 敬三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	改正前
<p>労働金庫法施行規則（昭和五十七年 <small>大蔵省 労働省</small> 令第一号）第四十二条第二項第四号、第四十三条第二項第三号及び第四十五条第二項第七号の規定に基づき、労働金庫法施行規則第四十二条第二項第四号に規定する有価証券の貸付け等を次のように定める。</p> <p>（現金自動支払機等）</p> <p>第三条 規則第四十五条第二項第七号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める機械は、次に掲げる機械とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 その他労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第一項各号、第二項第一号から第六号まで及び第四項並びに第五十八条の二第一項第一号から第四号までに掲げる業務の全部又は一部を行う機械</p> <p>「条を削る。」</p>	<p>労働金庫法施行規則（昭和五十七年 <small>大蔵省 労働省</small> 令第一号）第四十二条第二項第四号、第四十三条第二項第三号、第四十五条第二項第七号及び第八十三条第一項第十号の規定に基づき、労働金庫法施行規則第四十二条第二項第四号に規定する有価証券の貸付け等を次のように定める。</p> <p>（現金自動支払機等）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 その他労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第五十八条第一項各号、第二項第一号から第六号まで及び第四項並びに第五十八条の二第一項第一号から第四号までに掲げる業務の全部又は一部を行う機械</p> <p>（届出を要しない施設の設置等に係る業務）</p> <p>第四条 規則第八十三条第一項第十号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものは、法第五十八条第二項第十四号又は第五十八条の二第一項第十二号に規定する業務のうち、特定の施設内の一定の場所に職員を派遣して行うものとする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。